

お手元のスマホ・パソコンで、いつでも簡単お預け入れ♪

# ネット定期貯金

JAネットバンク金利上乘せ定期貯金

定期を作ろう!!  
スマホで  
手続きかんたん!



土・日・祝日も  
お取扱い  
できます!

ご利用いただける方

口座をお持ちで、**JAネットバンク**をご契約の個人のお客さま

預入金額

1円以上(1円単位)

対象商品

スーパー定期1年もの

適用金利

店頭表示金利 +0.015%

- 次回継続時は、継続時の店頭表示金利が適用されます。 ■ 中途解約された場合、当JAの所定の中途解約利率が適用されます。
- 利息に20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)が分離課税されます。
- 金利環境の変化等により適用金利が変更となる場合や、取扱いを中止させていただく場合がございます。



JAネットバンクのご利用はあらかじめ登録が必要です。

JAネットバンクへの登録はこちら!

<https://www.jabank.jp/>



詳しくはお近くのJA窓口までお気軽にお問い合わせください。

御前崎支店 TEL.63-2395

萩間支店 TEL.54-0321

吉田支店 TEL.32-1121

地頭方支店 TEL.58-0621

榛原支店 TEL.22-0750

住吉支店 TEL.32-0115

相良支店 TEL.52-0281

勝間田支店 TEL.28-0211

JAハイナン  
<https://hainan.ja-shizuoka.or.jp/>

JAハイナン

検索



# IBスーパー定期貯金(単利型)

## 〈商品概要説明書〉

(2023年4月3日現在)

商 品 名	● IBスーパー定期貯金(単利型)
販 売 対 象	● 個人
期 間	● 定型方式……1年 ※自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いのみとなります。
預 入 方 法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	● 一括預入 ● 1円以上 ● 1円単位
払 戻 方 法	● 満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の 入手方法	● 預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、自動継続時のスーパー定期1年ものの店頭表示利率を当該満期日まで適用します。 ● 満期日以後に一括して支払います。 ● 付利単位を1円として1年を365日とする日割計算となります。 ● 20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ● 金利は店頭及びJAバンク静岡ホームページに表示しています。 ● 自動継続時の金利は窓口にお問い合わせください。
手 数 料	—
付 加 可 能 特 約 事 項	● 総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ● マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いはできません。 ● 通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。
中 途 解 約 時 の 取 扱 い	● 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ①6か月未満………解約日における普通貯金利率 ②6か月以上1年未満………約定利率×50%
貯 金 保 険 制 度 ( 公 的 制 度 )	● 保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦 情 処 理 措 置 お よ び 紛 争 解 決 措 置 の 内 容	● 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または金融部(電話:0548-22-9538)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ● 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)
そ の 他 参 考 と なる 事 項	● 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ● 通帳式のみのお取り扱いとなります(総合口座通帳含む)。 ● 満期解約予約については、総合口座通帳のみのお取り扱いとなります。 ● なお、一部の定期貯金については、満期解約予約のお取り扱いができません。